

八代広域行政事務組合議会
令和5年2月定例会・会議録
(第1号)

主要目次

1. 管理者提出案件8件・説明	3
-----------------	-------	---

令和5年2月7日（火曜日）

八代広域行政事務組合議会 令和5年2月定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和5年2月7日（火）

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（10人）

1番 成松由紀夫君	2番 村川清則君
3番 増田一喜君	4番 橋本幸一君
5番 金子昌平君	6番 中村和美君
7番 堀口晃君	8番 野崎伸也君
9番 上田健一君	10番 松田達之君

(2) 欠席議員（なし）

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者	中村博生君（八代市長）
副管理者	藤本一臣君（氷川町長）
監査委員	江崎眞通君
消防長	坂井寿弘君
次長	上野三郎君
会計管理者兼会計課長	
	濱田克一君
危機管理監兼警防課長	
	今田博士君
鏡消防署長	垣下孝幸君
八代消防署長	谷口研朗君
指令課長	宮永恭宏君
予防課長	田尻清治君
総務課長	久保田宏之君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課長補佐	久保田鉄也君
総務課副主幹兼総務係長	
	山本美和君
会計課会計係長兼総務課主査	
	荒田陽介君
総務課主任	本永太一君
総務課主任	松村浩君

1. 議事日程（第1号）

日程第1	会期の決定	
日程第2	議第1号	令和4年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について
日程第3	議第2号	令和5年度八代広域行政事務組合一般会計予算について
日程第4	議第3号	専決処分の報告及びその承認について
日程第5	議第4号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第6	議第5号	八代広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
日程第7	議第6号	八代広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び八代広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
日程第8	議第7号	八代広域行政事務組合退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
日程第9	議第8号	八代広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部改正について

1. 会議に付した事件

1. 日程第1
1. 日程第2
1. 日程第3
1. 日程第4
1. 日程第5
1. 日程第6
1. 日程第7
1. 日程第8
1. 日程第9
1. 休会の件（2月8日から2月20日まで）

(午前10時00分 開議)

○議長（増田一喜君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより、八代広域行政事務組合議会令和5年2月定例会を開会いたします。

— 議長の諸報告 —

○議長（増田一喜君） 諸般の報告をいたします。

本日、管理者から議案8件が送付され受理いたしました。

その余の報告は、朗読を省略いたします。

○議長（増田一喜君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりでございます。

— 日程第1 —

○議長（増田一喜君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から2月21日までの15日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

— 日程第2～日程第9 —

○議長（増田一喜君） 日程第2から日程第9まで、すなわち議第1号から同第8号までの議案8件を一括議題とし、これより提出者の説明を求めます。

◎管理者（中村博生君） 議長。（挙手）

○議長（増田一喜君） 管理者 中村博生君。

（管理者 中村博生君 登壇）

◎管理者（中村博生君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、八代広域行政事務組合議会令和5年2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変忙しい中にご出席いただき厚く御礼申し上げます。

先月24日から25日にかけて十年に一度と言われる強烈な寒波が襲来しましたが、幸いにも八代市、氷川町ともに人命に関わるような災害の発生はなく安堵いたしております。

また、新型コロナウイルスでありますけれども、国内で初めて感染者が確認されてから丸3年が過ぎました。これまでに8度の流行の波を経験し、県内では現在の第8波において、1月5日に過去最多となる6615人の感染が確認されております。

このような中、政府は先月27日に新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザなどと同じ5類に引き下げる方針を決定され、ゴールデンウィーク明けの5月8日に移行することとなりました。

新たな変異株の出現など心配な部分もありますが、社会経済活動をコロナ禍前に戻すためには必要な措置であると考えております。今後も国の動向などを注視しながら引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいります。

それでは、議案の提案理由の説明に先立ちまして、最近の消防本部の動向についてご報告申し上げます。

はじめに、令和4年中の火災・救急件数であります。火災につきましては、33件発生し、前年と比較しますと25件減少しております。八代市が30件で24件の減、氷川町が3件で1件の減でありました。火災原因の主なものは、多い順にたき火、電気配線、たばことなっております。

次に、救急につきましては、8069件の救急出場があり、前年に比べ1240件の増加で、搬送人員につきましても7494人と前年比1085人の増加でありました。救急活動では、新型コロナの感染者を搬送することもあり、今年の7月から8月の第7波における救急件数1625件のうちコロナ感染者の搬送が260件で、12月からの第8波においても急激にコロナ感染者の搬送が増加しております。引き続き、感染防止対策を徹底するとともに迅速かつ丁寧な活動など住民満足度の高い消防行政サービスの提供に努めてまいります。

続きまして、消防表彰1件についてご報告いたします。

令和4年9月18日に日奈久浜町で発生した救急事案で、意識をなくし路上で倒れられていたところを車両で通りかかったご夫婦が目撃され119番通報を行われました。その後、駆け付けた近隣住民5名と協力して、救急車が到着するまで安全確保や心肺蘇生等の救命活動を実施し一命を取り留め社会復帰されたもので、7名の方を消防長表彰として昨年11月9日に表彰いたしました。

改めまして、被表彰者の方々に御礼を申し上げます。

それでは、本議会に提案しております議案8件について、順次、その概要を説明いたします。

議第1号の令和4年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算第2号につきましては、退職手当基金の廃止に伴う積立金の補正予算、及び令和2年7月豪雨災害で被災した坂本分署の庁舎建設に係る債務負担行為であります。

議第2号の令和5年度八代広域行政事務組合一般会計予算につきましては、組合運営の財源の大半が八代市と氷川町の負担で賄われていることを再認識し、構成市町の予算編成や歳出削減の取組なども参考にしながら、本組合の事務事業につきましても評価・点検を十分に行い次年度の予算編成を行っております。

その主な内容といたしまして、まず、消防力充実強化事業では、庁舎建設事業として、(仮称)新開消防署庁舎建設事業における前期の本体工事及び工事監理業務委託、消防施設等の整備として、八代消防署配備の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び予防課配備の防災指導車の更新、次に、災害復旧事業では、令和2年7月豪雨災害により被災した坂本分署の庁舎建設に係る基本・実施設計、地質調査、測量設計、次に救急高度化推進事業では、第5次救急高度化推進計画に基づく救急救命士及び救急隊員の養成、応急手当及び救急資器材の整備・更新、住民への応急手当普及啓発活動の推進、最後に職員研修事業では、熊本県及び県消防学校への派遣や消防大学校及び県消防学校への入校をはじめ各種研修や講習の受講など近年多様化する消防行政に対応する人材育成のための予算を計上しております。

議第3号の専決処分の報告及びその承認につきましては、熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合が脱退されることに伴う規約の一部変更の同文議決

を、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったことから、同条第3項の規定により議会へ報告しその承認を求めるものであります。

議第4号の熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち交通災害事務から玉名市が脱退されることから、規約の一部変更を行うための同文議決を行うもので、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

議第5号の八代広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月から全ての地方公共団体が改正後の同法の直接適用を受けることになったことから現行の本組合個人情報保護条例を廃止し新たに改正法を施行する条例を制定するものであります。

議第6号の八代広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び八代広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、本組合の職や職務等を、条例等を準用する八代市の職や職務と合わせた内容に整理するため関係する2つの条例の一部を改正するものであります。

議第7号の八代広域行政事務組合退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止につきましては、熊本県市町村総合事務組合負担金条例の改正に伴い退職手当基金を設置する必要がなくなったことから所要の条例を廃止するものであります。

議第8号の八代広域行政事務組合行政財産使用料条例の一部改正につきましては、行政財産の敷地の上空に設けられる共架電線その他の線類を行政財産の目的外使用とすることから所要の条例の一部を改正するものであります。

以上、各議案の提案理由の説明となります。

議第1号及び議第2号の予算についての詳しい内容につきましては、この後、消防長が説明いたします。

よろしくご審議のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

◎消防長（坂井寿弘君） 議長。（挙手）

○議長（増田一喜君） 消防長 坂井寿弘君。
（消防長 坂井寿弘君 登壇）

◎消防長（坂井寿弘君） おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今回、提案をいたしております議第1号令和4年度本組合一般会計補正予算第2号及び議第2号令和5年度本組合一般会計予算についてご説明をいたします。

初めに、お手許の議案書別冊の議第1号補正予算書第2号の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算それぞれ3005万3千円を追加し、総額を24億3815万3千円とし、第2条で債務負担行為を設定しております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の内容につきましては、後程5ページで説明させていただきます。

第2表は、八代消防署坂本分署庁舎の災害復旧に係る債務負担行為で、基本設

計、実施設計、地質調査、測量設計の業務委託について、今後の事業推進に支障をきたすことから令和4年度から令和5年度にかけて2995万2千円を限度額として設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

上段2. 歳入におきましては、熊本縣市町村総合事務組合負担金条例の一部改正に伴い本組合の退職手当基金を廃止することから、款7として繰入金を新たに設け、目1退職手当基金繰入金に退職手当基金の積立残高3005万3千円を計上し、下段の3. 歳出の款2総務費、目1一般管理費において、消防施設等整備基金への積立金として繰入金と同額の3005万3千円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書で、2ページの第2表で説明いたしました、坂本分署の基本設計等業務委託費2995万2千円で、その財源内訳としまして、地方債の災害復旧事業債を2360万円、その他につきましては、基本設計業務委託費が災害復旧事業債の対象外であることから庁舎建設基金から繰入金626万6千円、一般財源8万6千円であります。

以上で、議第1号八代広域行政事務組合一般会計補正予算第2号についての説明を終わります。

続きまして、議第2号令和5年度八代広域行政事務組合一般会計予算書についてご説明いたします。

議第2号 当初予算書の3ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9160万円と定め、第2条で継続費について、第3条で繰越明許費について、第4条で地方債について、第5条の一時借入金については借入れの最高額を1億円と定め、第6条では歳出予算の流用について定めております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算は、款項の区分及び当該区分ごとの金額を掲げており、詳細内容につきましては後程説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

第2表継続費につきましては、(仮称)新開消防署庁舎建設事業の本体工事を令和5年度、6年度の継続事業として総額12億6338万円といたしております。

第3表繰越明許費につきましては、部品調達など5年度内での納入困難が見込まれます消防車両等に係る経費を7920万円計上いたしております。

第4表地方債につきましては、消防施設整備事業として災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び防災指導車の買替整備等に係る起債限度額を6530万円、災害復旧事業として坂本分署仮設庁舎リース及び坂本分署庁舎災害復旧事業の起債限度額を2960万円と定めています。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりといたします。

それでは、予算の内容についてご説明いたします。

9ページをお願いします。

1. 総括において、歳入歳出それぞれ28億9160万円を計上し、前年度比4億8350万円増となっております。

10ページをお願いいたします。

2. 歳入ですが、款1分担金及び負担金、目1市町負担金は消防費負担金として27億456万3千円を計上しており、前年度比3億8023万9千円増となっております。これは、(仮称)新開消防署庁舎建設事業に係る経費が主な要因でございます。

款2使用料及び手数料において、項1使用料、目1消防使用料は自動販売機の行政財産使用料等として14万6千円を計上、項2手数料、目1消防手数料は、危険物申請手数料等として466万9千円を計上しております。

前年度比273万9千円減の主な要因は、特定タンクの申請が1件減の見込みによるものでございます。

款3国庫支出金、目1消防費国庫補助金は災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の買替整備に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金として1918万1千円を計上しております。

11ページの款4財産収入においては、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は自動販売機設置料として85万5千円、目2利子及び配当金は庁舎建設基金等の利子10万8千円を計上、項2財産売払収入、目1物品売払収入については廃車車両の売払い代金として7万1千円を計上しております。

款5繰入金は、八代消防署坂本分署庁舎災害復旧事業の基本設計業務委託経費に充当するため、庁舎建設基金からの繰入金626万6千円を計上しております。

12ページをお願いいたします。

款6繰越金、目1繰越金では前年度同様5000万円を計上しております。

款7諸収入においては、項1、目1組合預金利子1千円、項2、目1雑入として高速道路救急支弁金、熊本県派遣職員人件費など1084万円を計上しております。前年度比843万5千円減の主な要因は熊本県への職員派遣が1名減となること、また、救急支弁金算定方法の改正などによるものでございます。

13ページの款8組合債、目1消防債9490万円は、消防施設整備事業としまして車両2台の買替整備と仮眠室の個室化分、災害復旧事業としまして坂本分署仮設庁舎及び坂本分署庁舎建設に係る実施設計等によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わり、引き続き歳出についてご説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款1議会費、目1議会費では、議会運営費としまして前年度同様123万7千円を計上しております。

次に、款2総務費、目1一般管理費におきましては、本組合の全般的な管理事務、財務・財産管理等に要する経費といたしまして4575万1千円を計上しております。

その主なものについてご説明いたします。

15ページの節12委託料は、庁舎清掃委託、法制支援・例規管理システム保守委託など1033万9千円を計上しております。

節13使用料及び賃借料においては、財務会計システムや坂本分署仮設庁舎リース料など925万5千円を計上しております。

節14工事請負費においては、テレビ電波障害施設撤去工事、本部庁舎仮眠室個室化に伴う工事費として1333万2千円を計上しております。

節21補償補填及び賠償金においては、テレビ電波障害施設個別アンテナ設置費として260万2千円を計上しております。

一般管理費の合計は4575万1千円で、前年度比1491万2千円増となっておりますが、その主な要因としまして、テレビ電波障害施設撤去工事や本部庁舎仮眠室個室化に係るものでございます。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、目1監査委員費では、監査に要する経費といたしまして前年度同様1万8千円を計上しております。

次に、款3消防費、目1常備消防費では17億2478万6千円を計上しております。

その主なものについてご説明いたします。

節2給料、節3職員手当等及び17ページの節4共済費までは、消防職員221人及び再任用職員23人分の人件費でございます。

17ページの節10需用費につきましては、消防車両等の燃料費、庁舎・施設に係る光熱水費など5205万8千円を計上しております。

節11役務費につきましては、電話料金や指令システムに係る通信運搬費、空気ボンベ等の高圧容器検査料など手数料、消防車両等の自動車保険料など1336万3千円を計上しております。

節12委託料につきましては、職員の健康診断や高機能消防指令システム等の保守など3418万7千円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料につきましては、寝具や複写機、パソコンのリース料など2337万7千円を計上しております。

節17備品購入費につきましては、消防用ホースや空気呼吸器等の機械器具費、活動服等の被服費など2126万円を計上しております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種会議の出席負担金や県消防学校、消防大学校等の入校負担金など1076万8千円を計上しております。

以上が、常備消防費の主な内容でございます。

なお、前年度と比較して8801万5千円の減は、その主な要因といたしまして、節3職員手当等における算定見直し、また総合事務組合負担金条例の一部改正に伴います退職手当の一般負担率の引き下げ等によるものでございます。

次に、目2消防施設費におきましては予算額8486万5千円を計上しております。

その主なものといたしまして、節12委託料において、5年に1度の無線局定期検査委託料126万5千円、節17備品購入費において、災害対応特殊化

学消防ポンプ自動車及び防災指導車の買替整備といたしまして8294万円で
ございます。

前年度比7811万4千円増は、この部分の整備費用が主な要因でございま
す。

19ページの日3特別防災費では1億5187万9千円を計上しております。
その主なものについてご説明いたします。

節2給料、節3職員手当等及び節4共済費までは、職員20人分の人件費でござ
います。

節8旅費から20ページの節26公課費までにつきましては、常備消防費同様の
積算により予算計上しておりますので説明は省略させていただきます。

特別防災費の前年度比968万6千円の減額につきましても常備消防費と同様に
主な要因は人件費の減額によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

目4庁舎建設事業費では7億5557万3千円を計上しております。

これは、(仮称)新開消防署庁舎建設事業における経費として節12委託料で、
コンサルティング業務や工事監理業務の委託料487万1千円、節14工事請負
費として本体工事前期分7億4995万8千円を計上しております。

21ページの款4災害復旧費では、2995万2千円を計上しております。

これは、八代消防署坂本分署庁舎災害復旧事業に係る基本設計、実施設計、地
質調査、測量設計に係る経費でございます。

款5公債費では、9353万9千円を計上しております。

これは、庁舎建設事業債、消防施設整備事業債、災害復旧事業債の元金償還分
9020万5千円及び利子の償還分333万4千円でございます。

前年度比8956万3千円の減額となった要因は、公共用地先行取得等事業債
の繰り上げ償還によるものでございます。

款6予備費では、前年度同様400万円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わり、少し飛びまして31ページをお願いいたします。
地方債の現在高に関する調書で、令和5年度末現在高見込み額の合計は、8億
388万2千円でございます。

以上で、議第2号令和5年度八代広域行政事務組合一般会計予算についての説
明を終わります。

○議長（増田一喜君） 以上で、提出者の説明を終わります。

○議長（増田一喜君） この際、お諮りいたします。

ただ今議題となっております案件のうち、議第1号の議案1件については、先
議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） ご異議なしと認め、そのように決しました。
議第1号を議題とし、問題に供し、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 以上で質疑を終わり、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 以上で討論を終わり、これより採決いたします。
議第1号令和4年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算第2号について、これを原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（増田一喜君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（増田一喜君） 日程第3から日程第9までの議案7件の議事をしばらく中止いたします。

— 休会の件 —

○議長（増田一喜君） この際、休会の件についてお諮りいたします。
明2月8日から2月20日までは休会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○議長（増田一喜君） 日程第3から日程第9までの議案7件の議事を再開いたします。

○議長（増田一喜君） この際、お諮りいたします。
本7件に対する本日の議事はこの程度にとどめ、延会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、明2月8日から2月20日までは休会とし、次の会議は2月21日定刻
に開き、質疑並びに一般質問を行います。

質疑並びに一般質問御希望の諸君は、明2月8日正午までに、発言通告書を御
提出ください。

○議長（増田一喜君） 本日は、これにて延会いたします。
（午前10時31分 延会）